

○公益財団法人倉敷市文化振興財団補助金交付要領

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人倉敷市文化振興財団（以下「財団」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市における文化の向上及び振興を図るとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の対象経費)

第2条 補助の対象とする経費は、財団の事業に要する経費のうち次に掲げるものとし、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、法人の管理事業費のうち、交際費及び食糧費に係るものは除く。

(1) 法人の管理事業費

(2) 文化事業費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収入収支当初予算書

(3) 予算執行計画表

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付を決定し、速やかに所定の通知書により財団に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金を分割して交付することができる。

(実績報告)

第7条 財団は補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(見直し手続き)

第9条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。